

## 土木学会東北支部 支部賞規則

(平成27年3月2日 制定)

(総則)

第1条 土木学会東北支部賞（以下「支部賞」という。）の授与についてはこの規則による。

(目的)

第2条 土木工学の学術ならびに技術の活用・進歩・発展、土木技術者の社会的評価向上、土木の広報・啓発活動や土木教育に顕著な貢献をなしたと認められる者（個人または団体）を表彰し、その業績を讃えることによって、学会支部活動の活性化を図ることを目的とする。

(支部賞の対象)

第3条 支部賞は、細則第2条第2号に規定する範囲において、土木技術や土木構造物を通じて地域や東北の発展に貢献したと認められる個人、または、土木の広報・啓発活動や土木教育により東北の発展に貢献したと認められる個人または団体等の中から選ばれる。

(名称)

第4条 名称は、「土木学会東北支部賞表彰」とする。

(東北支部賞の種類)

第5条 土木学会東北支部賞は、以下の各賞の総称である。

1. 功労賞：長年にわたり、土木工学・土木技術の進歩・発展、また学会支部活動に功労があったものに授与する。
2. 支部長賞：東北地域において、土木の広報・啓発活動や土木教育において、顕著な貢献をしたと認められる個人または団体に授与する。

(本規則の範囲)

第6条 本規則は、功労賞および支部長賞の表彰について定める。総合技術賞・技術開発賞・研究奨励賞は、別途定める規程により行う。

(受賞資格)

第7条 受賞候補者は、推薦時において、東北支部に所属する土木学会会員および支部賛助会員または東北支部に所在地がある機関・団体でなければならない。

(推薦)

第8条 東北支部に所属する土木学会会員および支部賛助会員とする。支部所定の推薦書を支部長に提出する。

2. 推薦は、随時受付できるものとする。

(選考)

第9条 土木学会東北支部賞の授賞候補の選考は、土木学会東北支部賞選考委員会（以下「東北支部賞選考委員会」という。）により行う。

(賞の決定・表彰)

第10条 支部賞は、東北支部賞選考委員会から選考された受賞候補者にもとづき、商議委員会において受賞者を決定する。

2. 表彰は、原則支部総会や支部行事において賞状を授与して行う。

(付則) 本規則は平成27年3月2日より施行する。

## 土木学会東北支部賞選考委員会規則

平成27年3月2日 制定

(細則)

第1条 土木学会東北支部賞表彰規程に基づき、東北支部賞の表彰候補者の選考に関する基本的な事項について定めたものである。

(委員会の構成)

第2条 東北部賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の委員は、各職域を代表する支部所属の正会員により構成し、原則として20名程度とする。

2. 選考委員会には委員長、副委員長をおき、委員長は支部長が、副委員長および委員は委員長がそれぞれ指名するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再選は妨げない。

(委員会の定足数および議決)

第4条 選考委員会は、委員現在数の過半数をもって成立する。ただし、代理出席または書面により意思表示をした者は出席者とみなす。

2. 議事は、出席者の過半数で決する。

(選考)

第5条 表彰候補者の選考は、選考委員会により行う。

(受賞候補の選出と報告)

第6条 委員長は、受賞候補の選出結果を商議員会に報告する。

(事務局)

第7条 選考委員会の担当事務局は、土木学会東北支部事務局とする。

(附則) この規則は、平成27年3月2日から実施する。